

「綾町地域の農業振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証結果について

1 「農業振興に関する計画」について

「農業振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則第4条の5第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものである。

2 定期的な検証について

27号計画に位置づけられた施設については、当該施設が、地域の農業の振興に寄与し、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるか否かについて、定期的に検証することとされている。

3 本計画の施設の種類の種類、位置、規模等

施設の種類の種類	農家住宅
施設の位置	綾町大字入野 3250 の一部 綾町大字入野 3251-1 の一部
施設の用に供する土地の規模	912.85 m ² （農家住宅 244.38 m ² 、 進入路および回転スペース 668.47 m ² ）
施設建設等の開始予定時期	令和2年10月

4 本計画が及ぼす効果

今回の計画により事業実施者の肉用牛飼養管理が容易に行われるようになり、分娩時の事故防止に繋がるとともに、通勤時間の短縮や農作業の効率化が図られる。

また、全国的な傾向でもあるが、肉用牛の生産農家の高齢化が進む中、肉用繁殖牛の減少が懸念されている中で、宮原地区の肉用牛繁殖頭数の維持と、農業後継者として定住することで町の活性化にも繋がる。

5 検証の方法

時期 5年を経過するまで毎年実施する（R3年度～R7年度）。

方法 宮原地区の繁殖牛頭数の維持が図られているか否かで町で調査を行うが、客観性確保の観点から検証に当たっては、農業委員会の意見を聞くこととされている。

6 検証結果

NO	施設の種類の種類	農業振興の目標	目標達成の状況 ※繁殖牛のみ	検証結果	農業委員会の意見
1	農家住宅	施設が効果を発揮し、宮原地区の繁殖母牛頭数の維持が図られているか。	R1. 12月 79頭 R2. 12月 87頭 R3. 12月 86頭 R4. 12月 83頭	R3. 5月に施設が完成し居住開始、農業経営の維持・発展を図っている。隣地に牛舎も増設されたため、今後生産性の向上が期待できる。	意見なし